

商標権	判決年月日	令和2年9月16日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10170号		
<p>○ 被告の有する登録商標（BULLPULU TAPIOCAの文字と図柄）について、原告の有する引用商標（STARBUCKS COFFEEの文字と図柄）に類似せず商標法4条1項11号に該当しないとし、また、原告の業務に係る商品・役務（使用商標は引用商標と同じ）と混同を生ずるおそれがある商標ではないとして、商標法4条1項15号にも該当しないと判断した事例</p> <p>○ 引用商標の構成要素の周知性の立証に係るインターネットアンケート調査の結果について、調査方法が適切ではないとしてその結果を採用しなかった事例</p>				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決維持

(関連条文) 商標法4条1項11号, 15号

(関連する権利番号等) 登録第5903256号, 登録第4806987号

(審決) 無効2017-890065号

判 決 要 旨

1 コーヒーチェーン事業を営む原告は、タピオカ入り飲料の販売等の事業を営む被告の有する下記の本件商標（指定商品等：第29類「タピオカ入りの乳製品」等）について、引用商標及び使用商標を下記の引用商標（指定商品等：第30類「コーヒー飲料」等）として、無効審判を請求したが、不成立審決を受けた。

【本件商標】



【引用商標】



2 本判決は、①引用商標は、本件商標の登録出願時及び登録査定時に原告の業務に係る商品及び役務を表示するものとして著名であったが、その構成要素である「本件緑色円環配置構成（「緑色の二重の円環並びに内側の円環の帯状部分に白抜き文字及び図形を配

した構成」) 自体が周知著名であったとは認められない, ②下記本件標章を見て原告を想起する者の割合を調査したインターネット・アンケート調査(本件アンケート調査)の結果では, 原告を想起する者が高い割合を占めているが, 質問に付された説明が, 本件標章に接した需要者が視覚によって認識し, 又は想起することができない内容を文章によって誘導する等の理由から調査方法として適切ではなく, その結果を採用することはできない, ③以上から, 「本件緑色円環配置構成」が独立して自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものと認めることはできない, ④本件商標の要部は「BULLPULLU」の文字部分であり, 引用商標の要部は「STARBUCKS」の文字部分であるが, 両者は, 外観, 称呼及び観念のいずれの点においても相違するものであるから, 両商標は類似せず, 本件商標は商標法4条1項11号には該当しない, ⑤本件商標の要部である「BULLPULLU」の文字部分と引用商標の要部である「STARBUCKS」の文字部分とは, 外観, 称呼及び観念のいずれの点においても相違するから, 需要者が本件緑色円環配置構成に着目して引用商標が連想したりして, 原告の業務に係る商品又は役務, 原告と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように, その商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるものと認めることはできず, 本件商標は商標法4条1項15号にも該当しないと判断して, 原告の請求を棄却した。

【本件標章】

